

令和6年葛巻町議会12月定例会議 会議録（第4号）

令和6年12月12日（木）

午前 10 時 開 議

【 再 開 】	1
【 会議録署名議員の指名 】	1
日程第1 会議録署名議員の指名	
【 議案第39号～第47号審査結果報告・討論・採決 】	1
日程第2 議案第39号 令和6年度葛巻町一般会計補正予算（第4号）	
日程第3 議案第40号 令和6年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）	
日程第4 議案第41号 葛巻町町税条例の一部を改正する条例	
日程第5 議案第42号 葛巻町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例及び葛巻町上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	
日程第6 議案第43号 印鑑条例の一部を改正する条例	
日程第7 議案第44号 手数料条例の一部を改正する条例	
日程第8 議案第45号 葛巻町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例	
日程第9 議案第46号 葛巻町中小企業及び小規模企業振興基本条例	
日程第10 議案第47号 国家賠償請求に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることについて	
【 議員派遣の件 】	4
日程第11 議員派遣の件について	

令和6年葛巻町議会12月定例会議 会議録（第4号）

告示年月日	令和6年11月28日（木）					
再開年月日	令和6年12月6日（金）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和6年12月12日（木） 開議10時00分 散会10時17分					
議員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 欠席 遅 遅刻 早 早退	議席番号	議員氏名	出席の有無	議席番号	議員氏名	出席の有無
	1	竹花 結	○	6	姉帯 春治	○
	2	深澤 進	○	7	高宮 一明	○
	3	藤岡 徹	○	8	辰柳 敬一	○
	4	柴田 勇雄	○	9	山崎 邦廣	○
	5	山岸 はる美	○	10	鈴木 満	○
会議録署名議員	1 番	竹花 結	2 番	深澤 進		
会議の書記	議会事務局長	松尾 さゆり	議会事務局長補佐	金子 桂子		

	役職名	氏名	役職名	氏名
地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	町 長	鈴木 重男	地域整備課長 兼水道事業所長	和野 康弘
	副 町 長	觸澤 義美	教育委員会教育次長 兼こども教育課長	触 沢 誉
	教 育 長	石角 則行	まなび交流課長	大川原 洋一
	政策秘書課長	波紫 徳彰	病院事務局長	服部 隆行
	総務課長	松浦 利明		
	いらっしやい葛巻推進課長	主濱 隆志		
	会計管理者兼 住民会計課長	坂待 典子		
	健康福祉課長	大石 和人		
	農林環境エネルギー課長 兼農業委員会事務局長	大久保 栄作		
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり議事日程と同じである			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

(開議時刻 10時00分)

議長 (鈴木満君)

ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は 10 名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから本日の議事日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第 120 条の規定により、議長から、1 番、竹花結議員及び 2 番、深澤進議員を指名します。

次に、日程第 2、議案第 39 号、令和 6 年度葛巻町一般会計補正予算 (第 4 号) から日程第 10、議案第 47 号、国家賠償請求に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることについてまでの 9 議案について、輝くふるさと常任委員会に審査を付託しておりましたので、輝くふるさと常任委員長長の審査報告を求めます。輝くふるさと常任委員長、辰柳敬一君。

輝くふるさと常任委員長 (辰柳敬一君)

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、葛巻町議会総合条例第 157 条の規定により報告します。

配布しております輝くふるさと常任委員会審査報告書を御覧いただきたいと思っております。議案第 39 号、令和 6 年度葛巻町一般会計補正予算 (第 4

号)、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第 40 号、令和 6 年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 (第 1 号)、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 41 号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 42 号、葛巻町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例及び葛巻町上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 43 号、印鑑条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 44 号、手数料条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 45 号、葛巻町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 46 号、葛巻町中小企業及び小規模企業振興基本条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 47 号、国家賠償請求に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることについて、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

以上のとおり報告いたします。令和 6 年 12 月 12 日、輝くふるさと常任委員会委員長、辰柳敬一。

議長 (鈴木満君)

輝くふるさと常任委員長長の審査報告が終わりました。

お諮りします。議案第 39 号から議案第 47 号ま

での9議案は、輝くふるさと常任委員会で質疑を終えていますので、質疑を省略し、討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、日程第2、議案第39号、令和6年度葛巻町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第39号、令和6年度葛巻町一般会計補正予算(第4号)は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第40号、令和6年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第40号、令和6年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第41号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第41号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第42号、葛巻町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例及び葛巻町上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 42 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 42 号、葛巻町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例及び葛巻町上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 6、議案第 43 号、印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 43 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 43 号、印鑑条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 7、議案第 44 号、手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 44 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 44 号、手数料条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 8、議案第 45 号、葛巻町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 45 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 45 号、葛巻町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基

準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第46号、葛巻町中小企業及び小規模企業振興基本条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第46号、葛巻町中小企業及び小規模企業振興基本条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第47号、国家賠償請求に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第47号、国家賠償請求に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることについては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。葛巻町議会総合条例第121条第1項の規定により、議員派遣の件に記載されているとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、記載のとおり派遣することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了し、本定例会議に付された事件は全部終了しました。

なお、本定例会議に付された事件は全部終了しましたので、明日12月13日は休会といたします。

これで令和6年葛巻町議会12月定例会議を終了します。

次回は、令和7年3月第1金曜日の7日に再開することとします。お疲れさまでした。

(散会時刻 10時17分)